

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から47年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

親から「市役所から通知が来た。」と言われ市役所へ行った際に、20歳からの保険料が未納であることを知った。

窓口で「今なら未納分が払える。」と言われ、たまたま株券を売ったお金があったので、そのお金で支払ったことを憶えているにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和49年3月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認できるとともに、申立人の所持する国民年金手帳の記載から、20歳に到達した40年*月*日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できるところ、当該加入手続時点において、当該期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）によると、申立人は、昭和49年4月に、申立期間②直前の47年4月から48年3月までの国民年金保険料を過年度納付している上、申立期間②直後の、49年4月から同年12月までの保険料を前納していることが確認できることから、申立人が1年と短期間である申立期間②だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人は、「株券を売ったのは、国民年金保険料を納めるためではなく、たまたま他にお金が必要だったため。」としているところ、具体的な株券の売却目的や必要であった金額などについての

記憶は無い上、保険料の納付時期、納付場所、納付金額等についての記憶も明らかでないことから、当該期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年3月1日から17年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年3月から同年8月までは36万円、同年9月から16年3月までは38万円、同年4月から17年8月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成17年9月1日から18年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成17年9月から18年2月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月1日から18年8月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い額で記録されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成15年3月から17年8月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、15年3月から同年8月までは36万円、同年9月から16年3月までは38万円、同年4月から17年3月までは34万円と記録されていたところ、同年4月8日付けで、15年3月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、その後同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社においては、事業主を除く元同僚全員(6名)の標準報酬月額も、申立人と同様に平成17年4月8日付けで、

15年3月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与支払明細書及び顧問税理士から提出された「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」によると、申立期間において、申立人の報酬月額が当該遡及訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に見合う額に引き下げられた状況はうかがえない。

さらに、滞納処分票によると、当該遡及訂正処理が行われた当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成17年4月8日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即ちしたものとは考え難く、申立人について、平成15年3月に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、当該減額訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成15年3月から同年8月までは36万円、同年9月から16年3月までは38万円、同年4月から17年8月までは34万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成17年9月から同年11月までの期間については、上記源泉徴収簿によると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成17年12月から18年2月までの期間については、i) B法人から提出された申立人に係る未払賃金の立替払請求書・確認通知書によると、同年5月から8月までの各月の未払賃金の額は34万2,900円と記載されていること、ii) 保険料は翌月控除であると考えられるところ、申立人と同様に遡及訂正減額処理された元同僚の所持する17年12月及び18年4月分給与明細書によると、いずれの月も減額前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されている上、金額に変動がないことが確認できることから、申立人は、当該期間において、直前月（17年11月）と同額の標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が申立人の平成17年9月から18年2月までの期間に係る保険料を納付したか否かについては、上記源泉徴収簿等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間のうち、平成18年3月から同年8月までの期間については、上記の未払賃金の立替払請求書・確認通知書によると、申立人は、当該期間に係る未払賃金について、労働基準監督署の認定を受け、B法人から未払賃金の立替払を受けていることが認められることから、当該期間当時、A社からは給与の支払が無かったものと認められる。

また、A社は、既に解散しており、当該期間の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）が無いことから、申立人の当該期間に係る報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月から 8 年 8 月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が 30 万円に引き下げられているが、入社以降、41 万円の標準報酬月額が継続していたはずなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録において、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成 6 年 2 月以降 41 万円から 30 万円に減額されているが、当該事業所を退社するまで 41 万円の標準報酬月額が継続していたはずであると主張しているところ、申立人から提出された預金通帳によると、給与は毎月 2 回に分けて振り込まれており、その合計額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

しかし、A社の元事業主及び当時の経理担当者は、「申立期間当時、申立人は、A社及びB社の二つの会社（事業主は同じ）に在籍し、給与は、A社（振込額は 25 万円から 30 万円）とB社（振込額は約 11 万円）の 2 か所から別々に支給していた。申立期間に申立人の標準報酬月額が下がっているのは、最初はA社の給与の一部をB社から支払うこととし、2 か所の給与の合算額をもとに保険料を計算し控除していたが、途中からB社からの支給分を顧問料としたため、2 か所のうち、A社からの支給分からしか控除しなくなったのだと思われる。」と証言している。

また、社会保険事務所（当時）の記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

さらに、当時の顧問社会保険労務士から提出された平成 6 年 8 月 24 日付けの健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により届けられた申立

人のA社に係る標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているとともに、当該社会保険労務士が唯一保管している同社の8年7月分給与台帳によると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

加えて、雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から算出した賃金月額（27万9,360円）は、オンライン記録の標準報酬月額（30万円）におおむね見合う額であることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。